

固定額型最低制限価格の算定方法について

1 予定価格を事後公表したとき

(1) 対象案件

入札参加資格を市内事業者に限定する工事入札案件で予定価格を事後公表したとき

＊準市内又は市外事業者が参加できる工事入札案件は対象外

(2) 算定方法

設計金額（直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）に市独自の係数を乗じて算出した価格を「最低制限価格」とする。

＊平均額型最低制限価格の算定方法と異なり、入札金額により最低制限価格が変動することはない。

＜計算式（税抜）＞

(A) = (直接工事費(*1))	×	1.0
(B) = (共通仮設費(積上分)(*1))	×	1.0
(C) = (共通仮設費(率分)(*1))	×	(0.90±工事規模補正)
(D) = (現場管理費(*1))	×	(0.90±工事規模補正)
(E) = (据付間接費(*1))	×	(0.70±工事規模補正)
(F) = (設計技術費(*1))	×	(0.70±工事規模補正)
(G) = (機器間接費(*1))	×	(0.70±工事規模補正)
(H) = (一般管理費(*1))	×	(0.68±工事規模補正)
(I) = (機器費(*1))	×	0.80
(J) = (スクラップ評価額等(*1))	×	1.00
(最低制限価格) = (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) + (H) + (I) - (J)		

(＊1) 直接工事費、共通仮設費(積上分)、共通仮設費(率分)、現場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、一般管理費、機器費、スクラップ評価額等の金額は、各々1万円未満を切捨する。

(＊2) 直接工事費に機器費が含まれる場合は、直接工事費として算定する。

なお、この場合、計算式(I)は算定しない。

(＊3) (A)～(J)は、100円未満を切捨する。

設計金額（税抜）	工事規模補正
1,000万円未満	+0.05
1,000万円以上 6,000万円未満	+0.03
6,000万円以上 1億2,000万円未満	±0
1億2,000万円以上 2億円未満	-0.03
2億円以上	-0.05

入札制度関連情報＜工事＞

YOKOSUKA CITY

2 予定価格を事前公表したとき

(1) 対象案件

入札参加資格を市内事業者に限定する工事入札案件で予定価格を事前公表したとき

＊準市内又は市外事業者が参加できる工事入札案件は対象外

(2) 算定方法

前述1（予定価格を事後公表したとき）の算定方法に同額回避補正を追加して算出した価格を「最低制限価格」とする。

＊平均額型最低制限価格の算定方法と異なり、入札金額により最低制限価格が変動することはない。

＜計算式（税抜）＞

(A) = (直接工事費(*1))	× 1.0
(B) = (共通仮設費(積上分)(*1))	× (1.0 - <u>同額回避補正</u>)
(C) = (共通仮設費(率分)(*1))	× (0.90 ± 工事規模補正 - <u>同額回避補正</u>)
(D) = (現場管理費(*1))	× (0.90 ± 工事規模補正 - <u>同額回避補正</u>)
(E) = (据付間接費(*1))	× (0.70 ± 工事規模補正 - <u>同額回避補正</u>)
(F) = (設計技術費(*1))	× (0.70 ± 工事規模補正 - <u>同額回避補正</u>)
(G) = (機器間接費(*1))	× (0.70 ± 工事規模補正 - <u>同額回避補正</u>)
(H) = (一般管理費(*1))	× (0.68 ± 工事規模補正 - <u>同額回避補正</u>)
(I) = (機器費(*1))	× 0.80
(J) = (スクラップ評価額等(*1))	× 1.00
(最低制限価格) = (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) + (H) + (I) - (J)	

(＊1) 直接工事費、共通仮設費(積上分)、共通仮設費(率分)、現場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、一般管理費、機器費、スクラップ評価額等の金額は、各々1万円未満を切捨する。

(＊2) 直接工事費に機器費が含まれる場合は、直接工事費として算定する。

なお、この場合、計算式(I)は算定しない。

(＊3) (A)～(J)は、100円未満を切捨する。

同額回避補正	備 考
0.0001～0.0020	工事入札案件ごとに左欄の範囲（20段階）で任意の値を採用する。 ただし、(B)・(C)・(D)・(E)・(F)・(G)・(H)に対する値は、全て同じとする。

(注) 単価による契約等、特殊な契約内容の工事は、前述の算定方法とは異なることがあります。

その際は、案件ごとに入札公告で指定します。

平成22年 9月 3日改正

平成23年 4月 1日改正

平成23年10月25日改正

平成24年11月27日改正

平成25年 4月 1日改正

平成26年 4月 1日改正

平成27年 4月 1日改正

平成28年 4月 1日改正

入札制度関連情報＜工事＞

YOKOSUKA CITY

平成29年	4月	1日改正
平成31年	4月	1日改正
令和 2年	4月	1日改正
令和 3年	4月	1日改正
令和 4年	4月	1日改正
令和 8年	7月	1日改正

現場代理人の重複配置について（重複配置の特例 現場代理人：区分Ⅳ）

工事請負契約において、請負代金額が 500万円以上の工事に対しては、現場代理人の常駐義務（工事請負契約約款第10条第4項）を課しています。下記の条件を満たす工事については、現場代理人の常駐義務に関する要件を緩和し、次のとおり現場代理人の重複配置を認めることとします。

 公共工事標準請負契約約款第 10 条第 3 項にもとづく特例

1 現場代理人

（１）現場代理人の重複配置を認める工事

区分	対 象 者	重複配置の内容
Ⅳ	工事成績平均点が77点以上の 市内事業者 又は 優良工事認定を受けた市内事業者	当初請負代金額が4,500万円未満の工事3件について、 現場代理人を重複配置できます。

＊「市内事業者」とは、競争入札参加有資格者登録の所在区分が「市内」である者をいいます。

＊複数の業種で工事成績平均点を有している場合は、最も工事成績平均点の高い業種を採用します。

（２）重複配置の条件

- ①横須賀市長又は横須賀市上下水道事業管理者が発注する工事であること。
 - ②契約前又は現場代理人変更前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」を提出すること。
 - ③必ずいずれかの工事現場に常駐すること。
 - ④工事現場が「市内」であること。
 - ⑤工事現場における運営、取締及び権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されていること。
- ＊現場代理人の重複配置条件の取扱いは、主任技術者についても準用します。

（３）落札候補者の取扱い

落札候補者の予定技術者届に記載された現場代理人が既に施工中工事の現場代理人に配置されていた場合は、重複配置の意思があるものとみなし、重複配置が可能と判断した案件については、落札決定とします。

従って、落札者は、契約前に「現場代理人及び主任技術者重複配置届」の提出が必要になります。

（４）優良工事認定を受けた市内事業者

優良工事認定対象期間に優良工事認定を１件以上受けた市内事業者をいいます。

◎優良工事認定対象期間

令和４年度（２０２２年度）以降は、直近３年度分を対象期間とします。

◎優良工事認定事業者は、次の掲載先から確認できます。

「横須賀市ホームページ」→「市政情報」→「契約・検査」→
「検査情報」→「優良工事」→「優良工事認定一覧」

（５）実施時期

令和８年７月１日

（６）その他

①随意契約の取扱いについて

重複配置は、随意契約に関しても同様の取扱いになります。

②現場代理人及び主任技術者重複配置届の書式について

「横須賀市ホームページ」→「オンラインサービス（申請書ダウンロード）」→
「財務部契約課の書式」→「契約関係書類」からダウンロードできます。

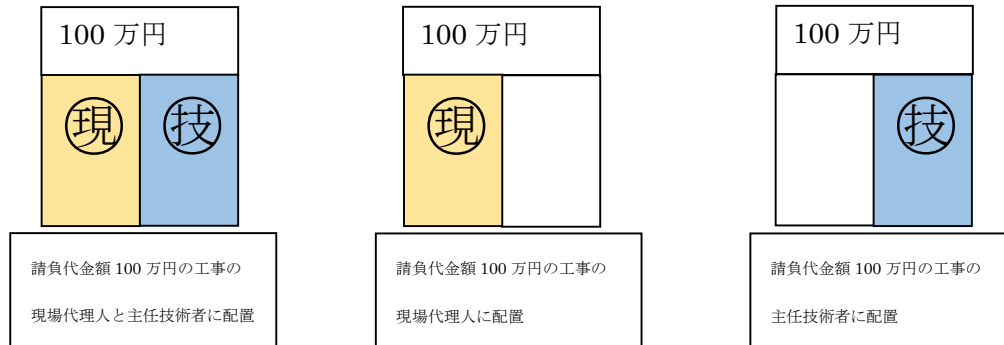
（７）◆◆ 注 意 ◆◆

本特例は、以下の特例と併用することができません。

- ・「㊦ 建設業法施行令第２７条第２項の規定にもとづく特例」の現場代理人：区分Ⅱ、
及び、主任技術者：区分Ⅰ
- ・「㊧ 建設業法第２６条第３項第１号の規定にもとづく特例」の区分Ⅲ

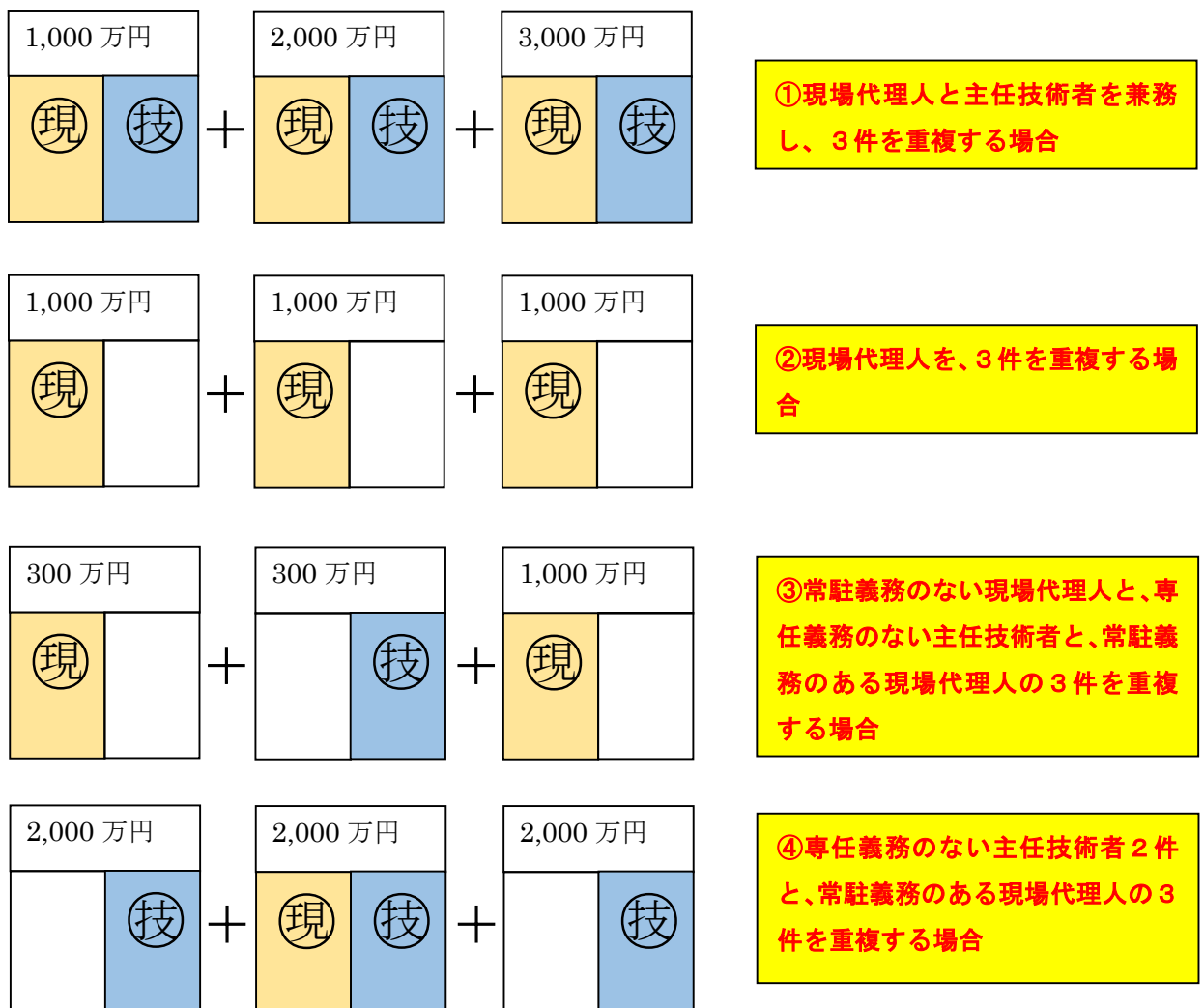
＜ 参 について具体的な配置のイメージ＞

※イメージ図の凡例（土木一式工事で、同一人物を複数の工事に重複配置する場合を想定）



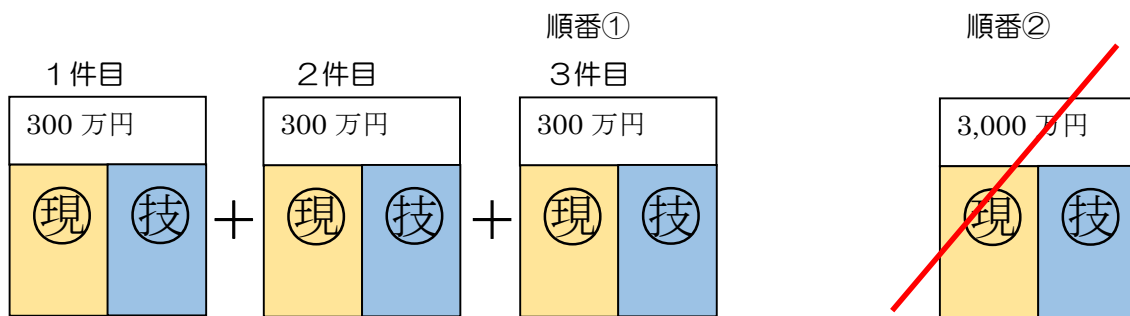
1. 参 現場代理人 区分Ⅳ で 重複配置が 可能な 主な例

⇒下記の①から④のいずれも、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数が「3」であるため、重複配置することができます。



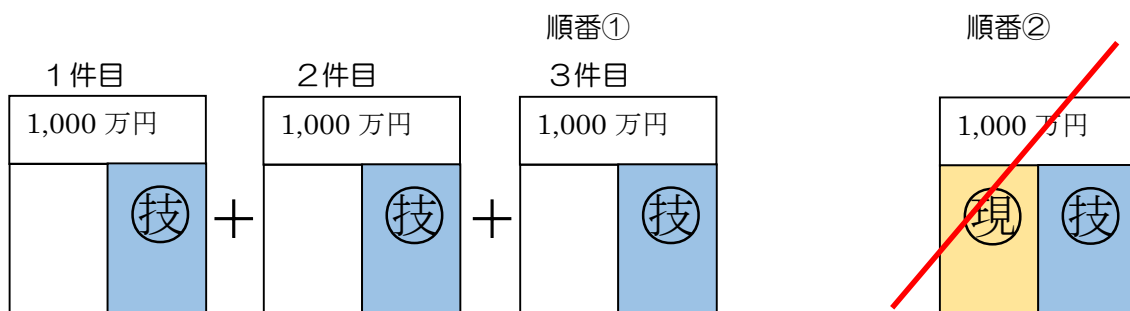
2. ④ 現場代理人 区分Ⅳ で 重複配置が **不可** 主な例

⇒下記のいずれも、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数が「3」でなくなるため、重複配置することができません。



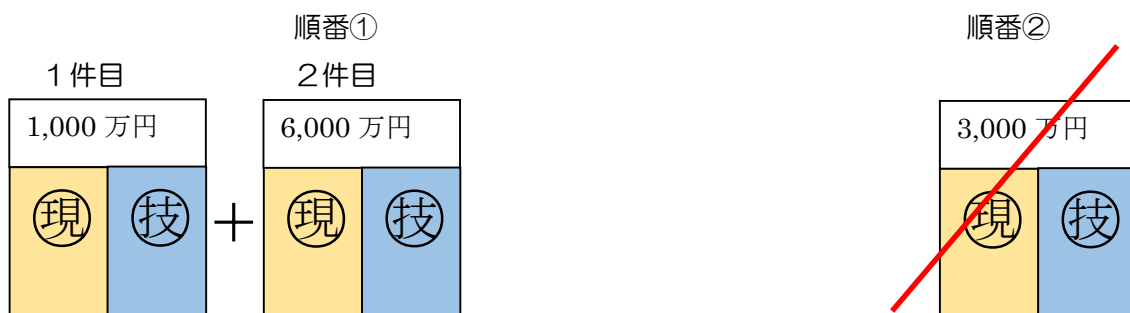
順番①まで契約し、すでに3件となっていた場合には、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数が「4」となるため、順番②は、重複配置できません。

※この場合、現場代理人の常駐義務のない工事も、工事現場の数として、数えます



順番①まで契約し、すでに3件となっていた場合には、現場代理人の常駐義務のある現場を含めた工事現場の数が「4」となるため、順番②は、重複配置できません。

※この場合、主任技術者の専任義務のない工事も、工事現場の数として、数えます



「⑤ 建設業法施行令第27条第2項の規定にもとづく特例」を活用して、順番①を契約していた場合、工事現場の数が「2」でなくなるため、順番②は、重複配置できません。

※特例④ は、特例⑤ 及び 特例⑥ と併用することができません。

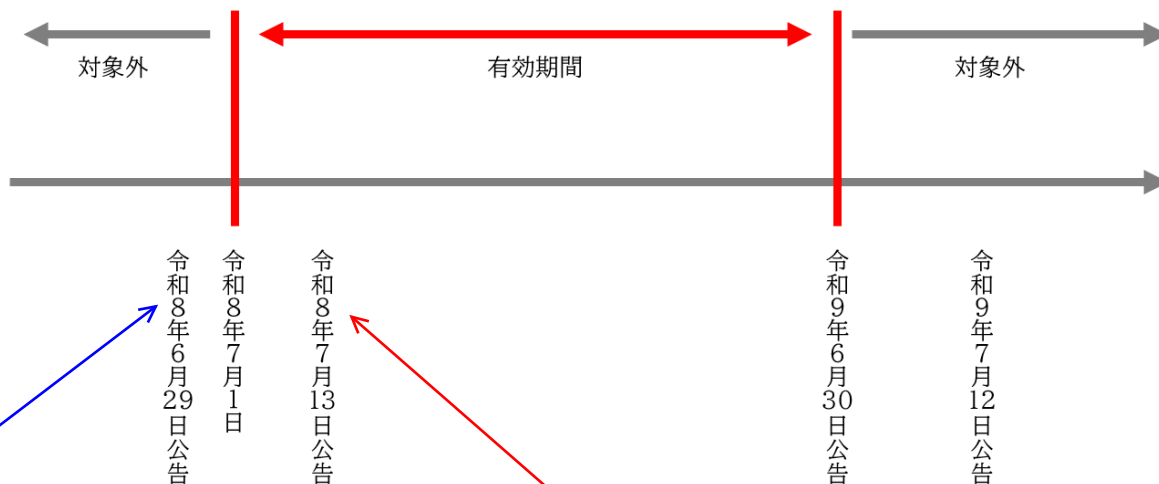
令和 8年 7月 1日制定

3 格付け認定の有効期限について

格付け認定の有効期限内に公告された案件を、当該対象案件とします。前年度分の有効期限は「令和8年6月30日まで」となるため、令和8年度分の有効期限は「令和8年7月1日から令和9年6月30日まで」です。

< 具 体 例 >

令和8年度分の格付け結果を用いた発注を開始します



令和8年6月29日公告分（予定）までは、
参加申請の際に

令和7年度分の格付け結果

にもとづき
参加の可否を判断します。

「災害緊急協力事業者」、「防災協定締結事業者」、
「優良事業者」を対象としたインセンティブ発注案件の
参加の可否も上記にもとづいて判断します。

令和8年7月13日公告分（予定）からは、
参加申請の際に

令和8年度分の格付け結果

にもとづき
参加の可否を判断します。

「災害緊急協力事業者」、「防災協定締結事業者」、
「優良事業者」を対象としたインセンティブ発注案件の
参加の可否も上記にもとづいて判断します。

(3) 格付け基準日は **前年の12月31日時点**

ただし、工事成績平均点は、翌年3月31日までで判定します。

令和8年度格付け認定の場合は、令和7年12月31日時点（工事成績平均点は令和8年3月31日まで）

(4) 格付け認定結果は **各事業者向けの通知サイトでお知らせ**

令和8年度から、格付け認定結果は各事業者向けの通知サイトで行います。令和7年度格付け登録事業者には通知サイトのURL（QRコード）を郵送いたします。令和8年度に新規で申請される事業者は、令和8年度格付け決定以降（令和8年6月頃予定）に通知サイトのURL（QRコード）をお知らせいたします。なお、格付け認定後に、総合評定値が更新された場合でも、翌年度の格付け認定までは等級の変更を行いませんので、ご承知おきください。

(5) インセンティブ発注に参加する際には **公告条件を確認**

各事業者向けの通知サイトで、格付けの基となる工事成績平均点や災害協力点（特別加点の有無）等を確認できるようになりました。インセンティブ発注に参加する際には、同通知の再確認をお願いします。

令和 8 年度分の等級区分・発注標準金額です

令和 8 年度分の格付け制度における等級区分・発注標準金額

令和 8 年度分の格付け対象となっている建設業種について、業種別の等級区分及び発注標準金額を下記のとおり設定しましたのでお知らせいたします。

令和 8 年 7 月 1 日以降の入札公告から適用予定です。

【ご注意】

- ※ 1 全業種の見直しを行いました。見直しの結果、変更の無いものもあります。
- ※ 2 以下の基準は、入札参加条件に格付け等級を設定する工事案件における基準です。工事の性質等により、格付け基準により難しい場合は、当該基準によらない発注となることがあります。
- ※ 3 令和 8 年度の発注状況により、発注標準金額区分によらない発注となる場合があります。
- ※ 4 格付け基準は毎年度見直します。見直した結果、前年度と同様の基準となる場合もあります。

令和 7 年度分			
業種	等級	総合点数	発注標準金額
土木一式	A	920 点以上	すべて
	B	810 点以上	4,500 万円未満
	C	670 点以上	3,000 万円未満
	D	300 点以上	1,500 万円未満
建築一式	A	710 点以上	すべて
	B	300 点以上	4,500 万円未満
電気	A	780 点以上	すべて
	B	300 点以上	2,500 万円未満
管	A	670 点以上	すべて
	B	300 点以上	3,000 万円未満
舗装	A	890 点以上	すべて
	B	800 点以上	5,000 万円未満
	C	660 点以上	3,000 万円未満
	D	300 点以上	1,500 万円未満
塗装	A	670 点以上	すべて
	B	300 点以上	1,000 万円未満
造園	A	660 点以上	すべて
	B	300 点以上	1,000 万円未満
水道施設	A	670 点以上	すべて
	B	300 点以上	8,000 万円未満



令和 8 年度分			
業種	等級	総合点数	発注標準金額
土木一式	A	920 点以上	すべて
	B	810 点以上	4,500 万円未満
	C	670 点以上	3,000 万円未満
	D	300 点以上	1,500 万円未満
建築一式	A	710 点以上	すべて
	B	300 点以上	5,000 万円未満
電気	A	780 点以上	すべて
	B	300 点以上	2,500 万円未満
管	A	680 点以上	すべて
	B	300 点以上	3,000 万円未満
舗装	A	890 点以上	すべて
	B	800 点以上	3,000 万円未満
	C	660 点以上	2,000 万円未満
	D	300 点以上	1,000 万円未満
塗装	A	670 点以上	すべて
	B	300 点以上	1,000 万円未満
造園	A	660 点以上	すべて
	B	300 点以上	1,000 万円未満
水道施設	A	670 点以上	すべて
	B	300 点以上	8,500 万円未満

※発注標準金額は税抜きです。